

平成29年11月21日

〒460-0003

名古屋市中区錦1-8-37

ザ・グロウ・オリエンタル名古屋 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

## お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

貴社が使用している「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」につき、貴社に生ずべき平均的損害額を超えている疑いがありました。

つきましては、別紙のとおり、「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」の規定について照会をさせていただきますので、平成29年12月21日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い致します。

敬具

## 照 会 事 項

### 第 1 解約料の定め根拠

#### 1 貴社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」の定め

##### 【お取消料】

申込日から150日前	申込金の100%及びアイテム別取消料
149日～121日前	申込金の100%, 基本料金の50%, アイテム別取消料
120日～91日前	申込金の100%, 基本料金の70%, アイテム別取消料
90日～61日前	申込金の100%, 基本料金の90%, アイテム別取消料
60日～16日前	申込金の100%, 基本料金の100%, アイテム別取消料
15日前～当日	最終見積書に記載の総合計金額

※ 基本料金とは本予約を頂いた施設の会場使用料及び、ご提供させていただいている最も金額の低い料理単価と飲み物プラン単価の合計に、お申込み人数を乗じた額のことをいいます。

※ 日数は… (省略)

※ アイテム別取消料とは、衣装・挙式・美容・フラワー・写真・映像演出商品・印刷物・演出商品 (司会者, 生演出等)・試食会等, 手配または発注済みの物品等のお取消料のことをいいます。

貴社は、上記のような解約料に関する定めを置かれています。

#### 2 「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」の定め

##### 第7条 [お客様による解約]

お客様が既に契約された挙式・披露宴を解約される場合には、解約料金を頂戴いたします。その額は以下の通りです。申込金は解約料金を充当します。

ここでのお見積額は解約時点でのお見積額です。

(解約期日)	(解約料金)
①前日を含む365日以前	申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで
②364日目を以降180日目まで	申込金の50%まで及び印刷物等の実費
③179日目を以降150日目まで	申込金の全額及び印刷物等の実費
④149日目を以降120日目まで	お見積額(サービス料を除く)の20%まで及び印刷物等の実費
⑤119日目を以降90日目まで	お見積額(サービス料を除く)の20%まで及び印刷物等の実費
⑥89日目を以降60日目まで	お見積額(サービス料を除く)の30%まで及び印刷物等の実費
⑦59日目を以降30日目まで	お見積額(サービス料を除く)の40%まで及び印刷物等の実費
⑧29日目を以降10日目まで	お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び印刷物等の実費
⑨9日目を以降前日まで	並びにその他外注品等の解約料の額 お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑩当日	お見積額(サービス料を除く)の全額
⑪ご日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取り扱いとさせていただきます。ただし、ご日程の確定している延期の場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。	
⑫すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。	
* 各事業者が具体的な日時や解約料金を設定する。 解約料金は各事業者が算出した平均的な損害額を根拠とする	

他方、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が平成20年に調査研究し策定した「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」が定める「解約期日、解約料金」の定めは、上記のとおりとなっています。

### 3 照会の趣旨

上記2の「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」では、

平均的な損害額 = 逸失利益（利益の機会損失）+ 実費

逸失利益 = 結婚式が実施された場合に想定される利益×非再販率

実費 = 解約の時点で既に発生した実費（取引事業者への解約料、  
解約不能な発注済み物品を含む）

として算出すべき旨がうたわれています。

ところで、貴社の上記1の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」においては、「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」の区分する時期に対応する解約料（貴社の「お取消料」）の料率が、常に、「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」の定める料率を上回っており、消費者契約法9条1号に抵触している疑いがあります。

そこで、解約料の算出根拠を照会する次第です。

### 4 照会事項

当団体において、貴社に生ずべき平均的損害を超えているか否かを検討できるよう、貴社が使用している「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」において、上記1の【お取消料】の定めを設定した根拠、すなわち解約料の算出根拠を開示して下さい。

以上